

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
器具・容器包装部会(オンライン会議)

日時	令和5年4月13日(木) 14:00～
事務局設置場所	厚生労働省仮設第2会議室
開催形式	オンライン会議

○事務局 それでは、ただいまより、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、本日は御多忙のところ御出席を頂き、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本部会はオンラインで実施をしております。オンライン会議で、委員の皆様事前に御注意を頂きたい点について確認をいたしますので、しばらく事務局が進行をいたします。よろしくお願ひいたします。

まず、事前に御注意いただきたい点が3点あります。1点目は、発言時以外は基本的にマイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。発言時以外にマイクがオンとなっている場合には、事務局でミュートをさせていただく場合がありますので、その旨もあらかじめ御了承ください。また、事務局の設置場所の関係で、できる限り配信を安定させて進めたいと思っております。そのため、委員の皆様でカメラを付けていらっしゃる方については、オフにさせていただければと思います。御協力をよろしくお願ひいたします。

2点目は、発言を頂く際には、あらかじめチャット機能を用いて意思表示をお願いいたします。部会長又は事務局で指名をさせていただきますので、最初に名字を、その後に発言をお願いいたします。また、発言が終了されましたら「以上です」と区切りをお伝えいただければと思いますので、お願ひいたします。

3点目は、部会長から委員の皆様今後の対応方針(案)についてお認めすることによいかといった確認をお願いすることがあります。その際に御意見がある場合には、チャット機能でその旨の意思表示を頂き、部会長が指名をした後に発言を頂ければと思います。また、了承を頂ける場合には、チャットで「異議なし」などの入力を頂きますようお願いいたします。以上3点ですが、よろしくお願ひいたします。

また、本部会は厚生労働省の専用チャンネルにてYouTube配信をしております。傍聴をされている皆様におかれましては、開催案内でお示しをしております留意事項を今一度御確認を頂きますようお願い申し上げます。

続いて、本年1月26日に開催をいたしました薬事・食品衛生審議会総会の場において、審議会委員の改選がありましたことを報告申し上げます。その後に開催をいたしました食品衛生分科会において、委員の互選によって有菌委員に引き続き器具・容器包装部会の部会長をお願いすることとなりました。有菌部会長におかれましては、本部会の運営について引き続きよろしくお願ひいたします。また、今回の改選により、新たに部会委員として河上委員に御就任を頂いております。会場にお越しいただいておりますが、河上委員より御挨拶をお願いできますか。

○河上委員 国立衛研の河上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 河上先生、ありがとうございます。皆様、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、事務局に昨年11月の部会から人事異動がありましたので、紹介いたします。本

年4月1日より器具・容器包装基準審査室長に佐野が着任をしております。

○佐野室長 佐野です。よろしくお願いいたします。

○事務局 先ほど部会長を有菌委員にお願いいたしましたが、薬事・食品衛生審議会令第7条第5項に「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する」と規定があります。今後の部会において、万が一有菌部会長のネットワーク接続状況に問題が生じる場合など、部会長に事故があるときに備えて、あらかじめ部会長から部会長代理を指名していただくとなっております。恐れ入りますが、有菌部会長におかれましては、部会長代理の御指名をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○有菌部会長 有菌です。昨年同様、引き続き広瀬委員を部会長代理に指名したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。広瀬委員、一言御挨拶を頂けますか。

○広瀬委員 化学物質評価研究機構の広瀬です。昨年に引き続き、有菌部会長をサポートして、会の進行をサポートしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。続いて、本日の委員の皆様の出席状況の報告をいたします。本日は、器具・容器包装部会の委員12名全員に御出席を頂いております。そのため、本日の部会が成立いたしますことを報告申し上げます。また、本日は議事の内容の参考人として、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長の六鹿先生に御出席を頂いております。よろしくお願いいたします。

今後の議事の進行については、有菌部会長にお願いいたします。有菌部会長、よろしくお願いいたします。

○有菌部会長 有菌です。皆様、どうかよろしくお願いいたします。それでは、本日の議事を進めます。まず、配布物の確認をお願いいたします。

○事務局 配布物の確認をいたします。オンラインで御出席を頂いている先生方におかれましては、電子媒体であらかじめ資料をお送りしております。資料は資料1-1、1-2、別紙1-1、1-2、1-3、参考資料1-1、1-2、1-3、参考資料2となっております。また、本日会場に直接お越しにいただいている先生方におかれましては、お手元にタブレットPCを御用意しており、同じ資料を格納しております。回線の負荷状況を鑑み、参考資料については投影をしない予定ですので、恐れ入りますが、オンラインで御出席の皆様にはお手元での御準備に御協力を頂ければと思います。また、会場にいらっしゃる委員の皆様におかれましては、タブレットの操作に不具合があるなどありましたら、事務局にお申し付けを頂ければと思います。事務局からは以上です。

○有菌部会長 よろしいでしょうか。議題に入る前に、事務局から本日の報告事項等に関する利益相反の報告をお願いいたします。

○事務局 本日の審議事項について、利益相反の対象はありません。

○有菌部会長 それでは、議題に移ります。議事次第を確認していただき、一番最初の審

議事項、食品用器具及び容器包装におけるポジティブリストの改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料1-2を御用意ください。1つ目の経緯です。ポジティブリスト制度は、平成30年6月の改正食品衛生法により導入されております。食品衛生法施行令で材質が合成樹脂となっており、合成樹脂から始めるということで、制度は令和2年6月1日から施行されております。一方でリストについては、現行リストが令和2年4月に告示されており、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」ということで、告示の第196号で告示をしております。リストについてまだ完成していない部分、つまり、まだリストに載っていない物質があったり、整理をしなければいけないこともあるということで、令和7年5月末までの5年間を経過措置期間と設定いたしました。この経過措置期間の終了までに、この既存物質に係る告示を改正し、最終化を行うこととしております。

既存物質のポジティブリスト最終化に向けて現在再整理を進めており、令和3年12月、令和4年3月に本部会において検討状況について報告させていただくとともに、御議論を頂いております。その後、令和4年4月から事業者新たに追加する物質や、量を変更する必要がある物質について意見募集を行い、1年ほど時間が経過しておりますが、意見の整理を進めてきました。本日は、この整理が終わり、リスト案ができましたので、御審議を頂くということで、資料1-1に諮問書のとおり、審議会への諮問させていただきました。

ポジティブリストについて御議論頂いた部会から1年経過しておりますので、少し振り返りさせていただきます。令和4年3月23日の部会の資料を参考資料1-1として付けております。既存物質のポジティブリストを再整理する内容については、主に3つあります。現行のポジティブリストの中に、例えば金属やガラス、無機物といった合成樹脂以外の材質が含まれており、まずは合成樹脂の範囲を決めて、その範囲の中でリストを作っていく、合成樹脂と合成樹脂以外の材質の区別を進めております。合成樹脂については、第1表のリスト、今は基ポリマーとなっておりますが、これを基材と改変しています。また、収載物質の範囲、制度の運用を考慮した改変として食品区分、使用温度の制限を撤廃いたしました。添加剤のリストについては、先ほどの合成樹脂以外の区別化も含めて、収載内容の整理状況について御議論いただきました。その内容に沿って意見募集をさせていただきました。意見募集をする際に、事業者の方々に参考となる資料として意見提出の手引きを作り、意見募集をいたしました。その手引きについても、参考資料1-2に付けておりますので、適宜御確認ください。

それでは、具体的なポジティブリストの再整理ということで、内容について本日、六鹿参考人にいらしていただいておりますので、六鹿参考人から説明をお願いしたいと考えております。事務局からは以上です。

○有菌部会長 事務局から報告がありましたが、本日はリストの再整理を検討いただいた国立医薬品食品衛生研究所の六鹿先生に参考人として出席いただいております。それでは、

六鹿参考人から説明をお願いいたします。

○六鹿参考人 国立医薬品食品衛生研究所の六鹿です。資料1-2の2番ですが、再整理したポジティブリスト(案)については、今回、別紙1-1の中で再整理したポジティブリスト(案)をお示ししているところです。こちらのポジティブリスト(案)については、ちょうど1年前に当部会で御審議された方針、すなわち参考資料1-1及び1-2に従いまして、事業者の方からの意見を募集し、得られた意見について整理して作成したものとなっています。事前に(2)および(3)で示したように、基材と添加剤に分けて、それぞれの条件に基づいて整理したものとなっています。

もう少し具体的に御説明しますと、(2)の基材に関しては、原則として分子量1,000以上のものを基材として収載し、収載方法の変更とグループの統合を行っています。さらに、使用可能な食品区分や最高温度の制限については、製造者の意図する用途とは異なるような使用が懸念されましたので、そういった制限は撤廃しています。

また、添加剤に関しては、(3)に示したように、これまでの使用実績、欧米でのリスク評価などにより、安全性確認の必要性の観点から、安全性確認の必要性が低いと考えられるものをグループ1、そうでないものをグループ2の2つに分け、グループ2については、主にこちらは日本独自物質が該当するのですが、これらに関しては遺伝毒性を確認した上で収載しています。

このような形で整理を進めていったわけですが、事業者の方から寄せられた意見を整理する際に、どうしても追加で必要となった整理の内容があります。こちらが別紙1-2に示しているところです。別紙1-2を御覧ください。こちらに関しては、厚生労働省のホームページに意見募集で寄せられた意見、質問を踏まえた方針についてということで、随時、整理できたものから公開しているところです。まず冒頭に、基材の区分に関してはこのように整理しますということをお示ししています。こちらで御注意いただきたいのは、区分3の中のfとgです。こちらのfとgの順番が当初の予定から入れ替わっていますので御注意ください。

こちらの分類に従いまして、それぞれの項目について説明していきます。まず1点目ですが、再整理で材質区分が変更になる基材についてということで、こちらは基材の収載方法の変更に伴いまして、以前にお示しした合成樹脂区分と異なる区分に分類されてしまうという重合体が存在してきてしまいます。特に区分2に該当するものに関しては、その重合体に使用されるモノマーの種類によって、場合によっては区分3に近い性質を有するような重合体ができるということで、そういったものに関しては区分3に適した添加剤が使われます。ですので、これらの区分3に近い性質を有するようなものに関しては、添加剤も区分3の添加剤を適用するという整理を行っています。こちらは2ページ目の上に書いてありますように、アクリル酸やアクリルニトリル、そういったものを構成成分に10%以上含むようなものに関しては、材質区分の3の添加剤を適用することとしています。

また、2点目ですが、ケイ素を主成分とする化合物の整理についてです。ケイ素を含む

化合物というものは、非常に多岐にわたります。今回のポジティブリストの対象になる合成樹脂であったり、そうではないものなど、様々な種類が存在しています。ですので、こちらの整理を行っています。(1)に示したものに関しては、合成樹脂以外の材質ということで、今回のポジティブリストの対象外に当たりますので、特に意見の提出はないということを示しています。

一方、2ページ目の下にある(2)です。(1)に該当しないような物質に関しては合成樹脂の原材料に該当するのですが、どういったものが基材に該当するか、どういったものが添加剤に該当するかということを説明しています。

また、3ページの3番です。エチレングリコール、プロピレングリコールの重合体についてです。こちらは最初に説明しましたように、分子量1,000以上の重合体に関しては基材に分類するという前提のもと、整理しているところですが、このエチレングリコール、プロピレングリコールに関しては、これらの重合体であるポリエチレングリコール、ポリプロピレングリコールには分子量1,000以上のものも多く存在しており、よく使われています。ただ、これらの物質は液状であることが多いということと、合成樹脂の基材とはなり得ない物質であるということから、分子量が1,000以上の重合体であっても、これらのものに関しては添加剤として扱うという整理を行っています。

また、ポリエチレングリコール、ポリプロピレングリコールだけではなく、こういったものを構造内に含む物質というものも存在しています。そういったものの扱いについて、①ではポリエチレングリコール、ポリプロピレングリコール、ポリグリセロールの重合度4以上のものの合計が全体で50%以上になるといったものは添加剤、一方で50%未満のものは基材という形で整理させていただいています。

4ページです。4番の炭化水素を主成分とする化合物の整理についてです。いわゆる炭素と水素のみからできている物質です。こういった物質も数多く使用されています。こういったものに関しては、構造や性質は非常に類似しているものの構造異性体であったり、炭素数が違うようなものということで非常に多岐にわたります。そういったものをある程度まとめて収載するという整理を行っています。特にこういった構造異性体などを、それぞれ個々の物質として収載しますと、かなり数が増えてしまうということで、今回まとめさせていただいています。

特に5ページの(2)添加剤に関しては、こういった炭素鎖の違いや構造異性体、そういったものが混合物として使われるケースが多いため、炭素鎖の範囲、飽和という部分で区別して、ある程度まとめた形での整理、収載ということをしていただいています。

次に、6ページの下です。5番のポリマー状の添加剤の整理についてです。こちらはいわゆるポリマー添加剤と呼ばれるものですが、こちらに関しては、分子量1,000以上の固形の重合体に関しては基材に該当しますので、それに該当しないものは添加剤として収載されます。ただ、それでもいろいろな種類がありますので、それらについて以下の(1)から(4)の4種類に分けて対応を示しています。

(1)ですが、エチレングリコール及びプロピレングリコール及びグリセロールの重合体の合計が、全体の50%以上となる重合体ということで、こちらは先ほど説明しました3ページ目の3番と同じで、こういったものは個別の物質として第2表の添加剤のリストに収載するという事です。

(2)です。分子量1,000未満の重合体、こちらは当然、分子量1,000未満ですので基材に該当しないということで添加剤なので、これらは個々の物質として第2表に収載するという整理を行っています。

(3)です。特殊な官能基を有する分子量1,000以上の重合体、こちらは分子量は1,000以上ではありますが、特殊な官能基を有していて、添加剤としての機能を発揮するために使用するものということで、基材ではなく添加剤として収載することとしています。こちら第2表では、個々の物質として収載することとしました。

一方、(4)です。(1)及び(3)以外の分子量1,000以上の重合体、ただし常温常圧で固形のものを除くということですが、つまり液状の分子量1,000以上の重合体になります。こちらは液状であるため、基材に該当しないという整理を行いましたので、添加剤として整理しています。ただ、これらは多種多様です。一方、その構成成分は、第1表の基材とかなり共通している部分がありますので、その下に書いてある物質名を御覧いただくと分かりますように、第1表を引用した形で一括で収載するという整理をさせていただいています。具体的な物質名としては、お示ししたとおり第1表に該当する重合体又は第1表に該当する重合体とエチレングリコール、プロピレングリコール重合体のブロック及び/又はグラフト共重合体という名称で、一括収載をさせていただいています。

また、特記事項として、先ほど述べましたように液状であることとして、常温常圧で固形でないということと、エチレングリコール及びプロピレングリコールの重合体の合計が全体の50%未満であることとしています。この2つ目の項目に関しては、(1)のエチレングリコール、プロピレングリコール等が50%以上となる重合体との区別をするための特記事項です。このように4種類に分けて対応をしているところです。

8ページ目です。6番ですが、材質区分3gの吸着能又はイオン交換能を有する重合体についての整理です。こちらはその記載のとおりです。吸着能又はイオン交換能を有しない重合体は原則として、区分3のうちのほかの重合体に編入しますが、構成モノマーの種類やその共通性から吸着能又はイオン交換能を有すると判断される場合は、区分3gに分類する場合があるということで、そういった観点から整理をしています。

7番です。被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体についてです。こちらは従前から、最終的な重合体の構造が不明瞭で、区分1～4に分類することが困難な重合体については、特例として塗膜用途に限ってこちらの重合体として整理をしているところです。

こちらを今回、新たに材質区分5として整理することとしました。今回、なぜ新たに区分5とするかということに関しては、現状では合成樹脂区分5というものが存在していて、こちらと混同することがないように、前回の整理のときはあえて区分5というもの

は示さなかったのですが、今回、区分1～4に整理したということもありましたので、改めてこの被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体というものを区分5として整理することになりました。その整理に伴いまして、添加剤の使用量に関しては第2表に新たに材質区分5の使用量という欄を設定しまして、その使用制限量を追加しています。

8番です。こちらは令和4年4月26日掲載の第2表整理案から、使用制限量が下方修正された物質です。こちらに関しては、以前、意見を提出された事業者から、その意見が誤りであったという修正の意見を受けましたので、その意見に従いまして使用制限量を下方修正したものです。こちらに関しては、厚生労働省のホームページでこの下方修正することをお示しした上で、もしこちらの方修正に関して意見があれば、それに対する意見を募集しました。その結果として特に意見がなかったということで、下方修正が確定したということです。

最後、9ページです。9番のリサイクル材の扱いについてです。昨今のSDGs等の関係上、リサイクル材の利用というものが増えてきています。このリサイクル材に関しては、第1表の整理案においては物理的再生処理という形で、リサイクル処理を示して、その使用を認めている形を取っています。具体的には基材の2cのポリマー及び3dのポリマーに任意の化学処理として、この物理的再生処理というものを入れています。意味合いとしては、リサイクル処理という形と同じ意味ではありますが、リサイクル処理の中でも、この物理的再生処理に該当しないものもありますので、あえてこの物理的再生処理という名称を使っています。

簡単に説明しますと、この物理的再生処理に該当するものに関しては、物理的再生法によりポストコンシューマ材料をリサイクル材料とする製造工程を示しています。また、この再生工程において、目的とするものは重合体ですので、キャリーオーバーしていた添加剤に関しては、重合体の中に含まれる不純物として取り扱うこととし、ポストコンシューマ材料に由来する添加剤は、そのため第2表の制限を受けないという対応としています。

また、リサイクル材の中には、こちらの物理的再生処理に該当しないものもあります。それらには下に示してある2つのものが該当します。こちらは物理的再生処理に該当しないから使えないのではないかというわけではなく、この2点に関しては一次原材料として扱う、つまり新規で製造されたポリマーとして扱うということで、第1表及び第2表に適合すれば使用可能ということになっています。こういったものがこの2つに該当するかということですが、化学的再生法によりポストコンシューマ材料をリサイクル材料とする製造工程です。化学的再生処理というのは、モノマーレベルまで分解して精製後、その得られたモノマーをまた再重合するというような再生法ですので、新規材料と何ら変わるところはないということで物理的再生処理とは別の扱いとしています。

もう1つ、物理的再生法によりプレコンシューマ材料をリサイクル材料とする製造工程というものです。こちらはプレコンシューマ材料を原料としているものです。つまり未使用の材料を使っているということで、汚染がないということと、工場内リサイクルですの

で、どういったポリマーであるか、どういった添加剤が使われているかということがはっきりしているということで、内容物が明確であるということで一次原材料という扱いとしています。

また、このプレコンシューマ材料を原料とする場合に、1点、意見というか質問がありまして、その対応をその下に書いてあります。塗布剤に関する内容で、塗布剤自体は前回の整理のときからこのポジティブリストの対象外と整理しているところですが、この塗布剤が塗られたプレコンシューマ材料を使ったリサイクル材に関しては、その塗られた塗布剤が最終的に中に練り込まれる。つまり、表面に存在する塗布剤としてではなく、ポリマー中に混合される形で含まれてきてしまう、そういった場合はどうするのかというような御質問を受けました。そのための整理です。そもそも塗布剤に関しては、今回のポジティブリストの対象外という扱いにしている関係上、こういったプレコンシューマ材料を原料とした場合に中に練り込まれてしまうような塗布剤に関しては、今回も基材に含まれる不純物として扱うということで、ポジティブリストの対象外という形にしています。ただ、当然ながらどういった塗布剤が、どれぐらいの量を混入するかということは予測可能と考えられますので、そういったものは各事業者様のほうで管理していただきたいという注意書きも記載しています。

これらの対応を踏まえて作成したものが新しいポジティブリストになるわけですが、こちらが別紙1-1に示すものです。別紙1-1を御覧ください。まず1ページ目ですが、こちらが食品添加物等の規格基準の第3、器具及び容器包装の規格基準で、そのうちのA、器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格というものがありまして、その8番に今回のポジティブリストに関連する規格が記載されています。このうち(1)に基材の部分が記載されていますが、今回の整理で使用可能な食品区分や最高温度の制限、微量モノマーの撤廃というような作業を行いましたので、これらに関連する内容というものを今回、削除しています。

また、2ページ目ですが、別表第1の第1表が基材のリストです。こちらは基材を21種類まとめたものになっています。このそれぞれの重合体に関して、どのようなモノマーが使えるか、どのような組合せが使えるかというものを示したものが、36ページ以降です。別添という形で、重合体ごとに必須モノマー、任意物質、任意の化学処理というような形でお示ししています。

4ページ目です。別表第1の第2表として、添加剤のポジティブリストを示しています。こちらが830物質となっています。こちらでは使用制限量が設定されていますので、基材と重複がないように整理するとともに、この第2表内でも物質の重複がないように配慮して作成をさせていただいています。また、左端に通し番号が付番されていますが、この通し番号は新たな番号が付番される予定となっています。ただ、今回は物質名にほかの物質の通し番号が引用されているケースもありますし、先ほど説明した別紙1-2との関連性や、今回の整理に伴い意見を提出された事業者様が、その反映状況を確認するためのもの

として、現時点ではこれまでと同じ通し番号を示しています。このように今回、事業者様からの意見を聞いて新しいポジティブリスト(案)というものを作成したところです。私からの説明は以上です。

○有菌部会長 説明ありがとうございました。ポジティブリストについては、最初のほうにお話がありましたように、令和7年5月まで経過措置期間が設定され、その期間内に最終化するというので、本部会でも長く議論していただいております。事業者への意見募集、意見の整理ということをやっていただいて、やっところまで形になったという思いです。ただいまの事務局、六鹿参考人の説明に関し、御意見や御質問等がありましたらよろしくお願いたします。どなたかありますか。手を挙げるか、チャットで発言がありとご連絡ください。それでは、大野委員、お願いたします。

○大野委員 名古屋市衛生研究所の大野です。質問があります。別紙1-1の4ページから、第2表がありますが、この中で、アスタリスクで表現されている部分がかかなりありません。35ページの一番下の備考欄の所に、アスタリスクの意味が書かれております。これは、以前から適量という表現をされていた部分に対して、私が前回か前々回で、適量という表現が良くないのではないかという意見を申し上げたと思うのですが、これに対する回答と考えてよろしいでしょうか。以上です。

○有菌部会長 ありがとうございます。御意見をどうぞ。

○六鹿参考人 六鹿です。大野委員のおっしゃるとおりです。適量となっていたものを、今回アスタリスクに置き換えただけです。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。もう一点ですが、別紙1-1の1ページ全体の部分です。今回、既存物質をこのように整理されているということなのですが、整理が終わりますと今後は新規物質が徐々に追加されるイメージだと思うのですが、その都度この別表を改正されるのか、変更されるときにどのような手続を取られるのかお考えがありましたら教えてください。以上です。

○有菌部会長 ありがとうございます。それでは、お答えをお願いたします。

○事務局 事務局です。新規物質に関しては、これまで使っていなくてこれから開発する物質、例えば、添加剤であっても全ての樹脂で使えるような非常に汎用性のある添加剤が今後、開発され増えていくことは、なかなか想像できないと思っております。新規物質については、事業者の方々に話を聞きながら検討したところですが、世界的に見ると米国の個別の承認制度であるFCNを取得することが多くなっていると思います。このようになりますと、今の既存物質のリストに適切に組み込むことが難しいのではないかと考えているところです。今後、相談があったときに、どのような使用方法で使っていくのか整理した上で、規格の在り方については検討していきたいと思っております。まずは、既存物質のリストということで、新規物質については別で考えると思っております。

○大野委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○有菌部会長 ありがとうございます。それでは、尾崎委員、お願いたします。

○尾崎委員 大阪健康安全基盤研究所の尾崎です。まずは、膨大な物質の再整理、大変お疲れさまでした。1点目は、先ほど大野委員の質問にもあったのですが、35ページの、適量を反映するためにアスタリスクの内容が変わっているという所です。その説明として、「安全性の観点で食品への移行量をできるだけ抑え、かつ」と書いてあって、この書きぶりが少々気になりました。というのは、アスタリスクが付いている物質のみ安全性の観点で移行量を抑える必要があるという意味合いで書かれたということではないような気はしたのですが、どういう意味合いで書かれているのか教えてください。以上です。

○有菌部会長 それでは、回答をお願いいたします。声が聞こえていないですか。

○事務局 おっしゃるとおり、安全性の観点は、全ての物質に共通で管理しなければいけないことでもあります。一方で具体的な数字が示されていないというところですので、安全性の観点について、書きぶりを検討したいと思います。

○尾崎委員 よろしくをお願いいたします。もう一点あります。第1表なのですが、2ページに第1表の基材が示されています。令和2年当初の第1表は重合体名で書かれていたもので、比較的なじみがあって一般的な表現だったかと思うのですが、今回は主なモノマーや結合で示しているのです、少し書きぶりが難しくなっているかなと感じています。今回、再整理して、材質区分を変更したことに伴って今回のような記載になっているかと思うのですが、事業者の方々にポジティブリストを理解して守っていただくためには、分かりやすさも非常に重要かと思っておりますので、その観点から少しコメントがあります。

まず、第1表のモノマー等の組合せが別添の36ページ以降に示されています。例えば、ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体で例を挙げると、どのような樹脂が該当するのかといったところを示すと分かりやすいかと思っておりますので、注釈として現行の第1表の共重合体名、ここで言うとフェノール・ホルムアルデヒド共重合体とか、フェノール・ホルムアルデヒド・メラミン共重合体などといった樹脂例を示すことはできないかということをお検討いただきたいです。また、材質区分もここには書かれていませんので、例えば区分1、ホルムアルデヒドを主なモノマーとする共重合体などと書くのが分かりよいのではないかと思います。

次に、50ページですが、ここに共役ジエン炭化水素を主なモノマーとする重合体と書かれています。これは、2ページの第1表で言う区分2のイソプレン類又はブタジエン類を主なモノマーとする共重合体のことかと思うのですが、もしそうであれば名称を統一していただきたいなと思っております。52ページの芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体も同様で、第1表と名称が違うので、統一を含め御検討をお願いいたします。以上です。

○有菌部会長 ありがとうございます。事務局から今の御指摘についていかがですか。

○事務局 現行のリストの整理については、その方法については、意見募集のところで示させていただいております。参考資料1-1の6ページ、こちらのリストをホームページ等でも掲載しています。3fと3gの所は、先ほどの六鹿参考人のお話のとおり入替えをしているのですが、このリストの中で、右側に現行のナンバーというのを付けております。

例えば、一番上の1 a の、ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体という所の現行のナンバーの実際の今のリストを見ると、25 というのが尿素・ホルムアルデヒド共重合体になっており、30 番についてはフェノール・ホルムアルデヒド共重合体となっています。現行の枠組みの数字を踏まえた上で物質名とリンクする形でリストを作っているのですが、このような整理で見ていただくと事業者の方も確認できると思っております。

○尾崎委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりなのですが、この対応表というのは、現行のリストと今度新しくなるリストの両方を理解した上で読み解けるものになるので、今、案として出ているリストを初めて見た方が理解しようと思うと、旧リストを参照して照らし合わせなければいけなくなってくるので、初めてリストを見た方にも理解できるようにしたほうがよいのではないかと私自身は思っております。以上です。

○事務局 ありがとうございます。番号だけではなくて、何々共重合体ということが分かるような形で工夫させてもらって御相談させていただいてもよろしいでしょうか。

○尾崎委員 よろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

○有菌部会長 ほかに御意見等はございますか。事務局でどなたか手を挙げていますか。

○事務局 事務局です。会場で手を挙げていらっしゃる委員の先生方はございません。

○有菌部会長 情報ありがとうございます。それでは、今、大野委員、尾崎委員から御指摘、特に最後の尾崎委員から幾つかの指摘、名前の統一だったり、安全性の所の書きぶりの話などがありました。これは、事務局で適切に修正等の対応をしていただければと思います。対応いただいた内容については、部会長として私がしっかり確認したいと思っています。その点は部会長に一任していただければと思っています。こういう進め方で部会長に一任いただけるということでもよろしければ、チャットの入力をお願いいたします。いかがでしょうか。

○事務局 事務局です。本日、御出席いただいている先生方の御了承を頂きましたことを確認いたしました。有菌先生、よろしくお願いたします。

○有菌部会長 大丈夫ですか。それでは、事務局において御意見と、御指摘いただいた点について修正等をお願いいたします。修正いただいた内容については、私のほうで確認させていただきます。改めまして、ポジティブリストの再整理については、専門家の方々、事業者の方々、多くの方々の協力があってここまでたどり着けたと思っております。御協力いただいた皆様にお礼を申し上げたいと思います。

それでは、事務局より今後の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1-2の2ページの3、今後の進め方についての御説明をいたします。本日、御議論いただきました、ポジティブリストの告示の改正に係る今後の進め方については、この後、食品安全委員会による食品健康影響評価を依頼しまして、告示改正に向けて必要な手続を行うこととしております。一方で、本日、御議論いただいている物質以外にも、まだ事業者の方々と整理をしている既存物質が幾つかあります。それにつ

いても、今後、整理ができた場合、リストの改正というところで進めていこうと考えているところです。その際は、部会での御議論を頂くこととなりますので、よろしくお願い致します。

今回、ポジティブリストは、冒頭に経緯を説明しましたが、経過措置の期間が令和7年5月末ということになりますので、リストの施行の期日については、事業者の方々、業界団体の方々と相談させていただいており、事業者の方々は、経過措置終了に合わせて、例えば、代替が必要であれば代替を検討したりと準備をされております。そのため、施行日については令和7年6月1日ということで、経過措置終了に合わせて施行を予定させていただきたいと思っております。完全施行と我々は言っておりますが、その経過措置期間終了に合わせて、昨年11月に御議論いただいた器具・容器包装を製造する営業に関する基準、適正な製造管理の部分、こちらについても併せて施行しようとして予定しているところです。

続いて、今後の進め方についての(2)リスクアセスメントポリシーについてになります。これまでも説明させていただいておりますが、これまで器具・容器包装から食品へ移行することで、大きな健康被害というものが報告されていないということで、今回、ポジティブリストの再整理では、既存物質の一定の安全性の確認、先ほど、六鹿参考人から御説明を頂きましたが、グループ1、グループ2と分けまして、グループ2については、日本の独自の物質、日本でのみ使われている独自物質ということで、遺伝毒性を確認しております。遺伝毒性については、個別の試験データ、文献情報で、化学構造や物性等を踏まえた定量的な構造活性相関、QSAR等に基づき、一定の安全性を厚生労働省で確認し、リストを作っているところです。一定の安全性を確認しておりますが、一方で、既存物質の安全性の一層の向上に当たって、使用実態を踏まえた現実的なばく露量の知見を今後、物質ごとに収集しまして、リスク評価の必要性を優先度で分類して、リスク管理の妥当性を確認することを進めていくことを考えております。そのために、リスクアセスメントポリシーの検討をしてまいりました。今般、そのリスクアセスメントポリシーの案について説明をしたいと思っております。リスクアセスメントポリシーの案についての資料は別紙1-3になります。

こちらのリスクアセスメントポリシー(リスク評価方針)(案)については、広瀬委員にお願いをして進めてまいりまして、多くの事業者の方々、専門家の方々に入らせていただいて検討させていただいております。具体的な内容については、この別紙1-3の3ページの106行目の「リスク評価依頼の方針」になります。

4ページの(1)リスク評価の依頼の趣旨になります。既存物質については、ポジティブリスト施行前から、ネガティブリスト制度によるリスク管理、また、事業者団体の自主管理、事業者の方の管理があり、これまで、器具・容器包装から食品へ移行することによる大きな健康被害は報告されておられません。また、今回、ポジティブリスト制度を導入されることによって、製造事業者の適正な製造管理の義務付けがありますので、器具・容器包

装の安全性の一層の向上がなされております。その中で、ばく露量を考えた際、リスク評価の優先度が高い物質も考えられますので、優先度を検討するために、このリスク評価方針を作っております。

その下の「達成水準」になります。127 行目からです。現行の使用水準を維持することを基本として、器具・容器包装の安全性の確保を前提としたリスク評価を、健康保護上の達成水準として設けております。リストに収載された物質一つ一つについて妥当性を確認していくことを達成水準と考えております。

リスク評価依頼に当たっての諸条件について、1つ目のタイムフレーム5年から10年間でできればと考えているところです。

続いて、2つ目の利用可能なデータになります。対象物質は、既存物質になりますので、できる限りデータを整えて評価を依頼したいと思いますが、データは限定的であり、当然ながら整えることが難しい部分があります。基本的には、文献等の情報、また、in silico 上の知見等、利用可能なものとして利用するとしております。具体的には、その下の括弧の中に入れております。例えば、対象物質のハザード分類に化合物の構造に基づく毒性分類である Cramer 構造分類を活用したり、遺伝毒性の評価として QSAR を活用していきたいと考えております。また、食事中濃度の算出には、シミュレーションソフトによる食品への移行量の予測値を活用したい、こういったことについても活用していきたいと考えております。

今回、ばく露については、ワーストシナリオではなく、実際に器具・容器包装で使われている添加物の場合、食品へ移行させることをもともと意図しておりませんので、移行量は、一般的に非常に小さくなることが想定されますので、現実的なばく露量を推定して、食事中濃度を算出していきたいと考えているところです。

続いて、159 行目の(4)優先度の分類です。先ほど、六鹿参考人から御説明があったグループ1、こちらについてはa)ということ形で、「適切なリスク管理水準が維持されていると判断できる物質」との分類で考えております。一方で、グループ2、いわゆる、先ほど御説明しました日本の独自物質については、「リスク管理水準の妥当性を確認すべき物質」ということで、グループ2の物質をb)で整理をしております。このb)の物質については、次の6ページになりますが、階層的アプローチを用いてリスク評価の必要性の優先度を考えております。

実際のばく露量を考えるときは、食事中濃度を推定するわけなのですが、ハザード分類として Cramer 構造分類により、クラス1とクラス1以外とを分けています。そして、ばく露量をそれぞれ確認していきます。ばく露量が少ないものについては遺伝毒性を確認するというので、優先度が低いものと整理しております。一方で、ばく露量がそれぞれの一定量を超えるようなものについては、遺伝毒性に加えて、亜急性毒性を毒性情報のデータとして収集するというので、こちらについては優先度の高いものと整理しております。このような整理の階層的アプローチを考えているところです。

階層的アプローチにおいて、ばく露量を推定する中で、食事中濃度の求め方を、別添 2 の 8 ページに示しております。基本的には食品安全委員会で示された評価指針の中で、食事中濃度の考え方が示されておりますので、その内容に沿った形で整理をしているところです。

一方で、先ほどから御説明しておりますが、現実的なばく露量のシナリオについては、補正係数を考えております。9 ページの 217 行目からになりますが、使用頻度による補正ということを考えているところです。補正は、一つ一つの対象物質について、実際の使用実態というものを考えて数字を決めていきたいと思っており、これまでの事業者等から意見では聞いておりませんので、今年度から検討し、今後も部会の先生方に御意見を頂きながら進めていきたいと考えております。

このような考えで、リスクアセスメントポリシーに基づき進めさせていただければと思っております。なお、本日、御議論いただいたポジティブリストについては、先に施行をさせていただくわけですが、改めて、評価が必要なものは優先度に沿って評価をお願いしていこうと考えております。厚生労働省としては、ばく露や毒性に対する知見を今後収集していこうと考えており、本日の資料 1-2 の 3 の「今後の進め方」の（2）の説明となります。最後のパラグラフになりますが、グループ 1 も含め、ポジティブリストの収載する物質全てについて、新たな知見、健康に懸念のあるような知見が出てきた場合は、今説明をしたリスクアセスメントポリシーで進めるのではなくて、別の必要な適切なリスク管理を検討をする必要があると考えているところです。

続いて 4 のその他です。先ほど、六鹿参考人から、再生プラスチックのポジティブリストの扱い方については御説明を頂いたところです。再生プラスチックについては、平成 24 年にガイドラインを発出しており、こちらは、流通をした後の様々な物質に汚染される、その汚染をリサイクル工程でしっかり取るというところが、再生プラスチックの利用にあっては非常に大事になるという観点でガイドラインを発出しております。ガイドラインの発出後に、ポジティブリスト制度が導入されております。また、ポジティブリスト制度の中では、適正製造管理の基準が導入されておりますので、先ほどのポジティブリストにおける方針に加えて、今後、製造管理の基準に規定する食品衛生上の危害の発生の防止するために必要なリサイクル材料のリスク管理の内容について現在、平成 24 年の指針を整理するというところで、新たな指針を検討しているところです。現状について報告をさせていただきました。事務局からは以上になります。

○有菌部会長 ありがとうございます。リスク評価方針の所について、広瀬委員より補足等あればお願いいたします。

○広瀬委員 大まかな概要について、方向性や目的については、事務局から説明した所に追加することは特にはありません。

毒性・安全性評価という観点で、既存で使われていて、そう大きな健康被害もないということは、現状は問題はないということです。しかし、食品安全委員会等で諮問した後の

ポジティブリストということを考えますと、一定程度の安全性確保において、遺伝毒性については厚労省で確認したということもありました。ただ、器具・容器のリスク評価指針という新規の話は食品安全委員会での議論でもありますので、そういったところを照らしていくと、やはり、現状での安全性のデータでは足りないところがあるかもしれない。800物質のうち一定数ある日本独自物質については、安全なものと言いながら、相当数の毒性・安全性評価をそれなりのリソースを使ってやらなければいけないということに対して、効率化しなければいけないということもあります。ただ、既存物質についてはシミュレーションのデータを使っているものの、シミュレーションデータはやはり安全側に評価するので、どちらかと言いますと、使用実態よりばく露量が多めに出るという可能性もあるということを考えますと、それに照らして安全性の基準で評価すると、シミュレーションデータだけを根拠にすると多くの毒性試験が必要になってくることになるのですが、それは実際に事業者と協議して、本当のばく露実態に近い形でのデータ取得を目指して、適切な評価ができるようにこのリスクアセスメントポリシーは作られています。

そのばく露に応じて毒性試験が必要という部分については、Cramer 分類の手法を取り入れられておりますが、この方法は食品安全委員会の器具・容器の基準の根拠にもなっていますし、Cramer 分類については、食品香料で使われている実績が既にありますので、既に食品安全委員会でも使われている手法を取り入れながら、それに向かって最適な、効率の良い手法にしようとしています。それでも最初に事務局から説明があったように、5年から10年の毒性取得期間が必要だろうと考えるのもとで、このリスクアセスメントポリシーを作成しております。そのためこれからばく露量の予測のための情報収集はしばらく掛かるという事態は、既に説明したとおりです。以上です。

○有菌部会長 御説明ありがとうございました。この後、先生方に御質問、御意見を頂きます。リスク評価方針の検討に当たっては、六鹿参考人も入っていただいておりますので、質問内容によっては六鹿参考人からも御回答いただきたく、よろしくお願ひします。ただいまの事務局、広瀬委員からの説明に関して、御意見や御質問等ありましたらよろしくお願ひします。あるいは、会場の先生方からもお願ひします。

○国岡委員 別紙1-3の参考表1の物質群6に当たったものに対して、リスク管理が必要になるということだと思いますが、これについて、前に説明を聞いていたような気もするのですが、誰がいつまでに第6群に当たるということを判断して、誰が誰にリスク評価を依頼することになるのですか。また、リスク評価というのは、もちろん活用されないという意味がないので、リスク評価の評価結果というのは、何らかの形で公開されるということですか。まず、その点について質問させてください。以上です。

○有菌部会長 ありがとうございます。それでは、事務局から回答をお願いします。

○事務局 まず、グループ1とグループ2というのは既に分けておりますので、物質群の1から4、グループ1については既に分かっておりますが、グループ2の中で、物質群5になるのか、物質群6になるのかという部分については、まさにこれからの事業者の方々

の使用実態に合わせて、現実的なばく露量をもとに、物質群を判断するということです。物質群6の判断は、もうしばらく時間が掛かるものになります。

いずれにしても、今回リスク評価と言っておりますが、この評価については、厚生労働省から内閣府の食品安全委員会に評価を依頼することになります。その後、食品安全委員会より評価結果の答申を受けることとなります。以上です。

○有菌部会長 よろしいですか。

○広瀬委員 追加で報告しますと、別紙1-3の6ページにCramerのハザード分類の表がありますが、具体的に言いますと、ここで優先度低になるのは物質群5で、高になるのが物質群6になります。その場合、ばく露量が高いか低い。この高いか低いを決めるのは、これから調査して得られる個別のデータで、そのデータ取得状況によって、物質群6が多くなるか、物質群5が多くなるか、これから決まるということになっています。ただ、物質群5か物質群6かも含めて、それは食品安全委員会で評価していただくということになっています。以上です。

○事務局 事務局から1つ追加いたします。今回のリスクアセスメントポリシーの案についても、御説明いただきまして御議論いただくということになりますので、当然ながら、ばく露量についても、今後、部会の先生方と御相談して御議論いただきながら決めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○有菌部会長 国岡委員、よろしいですか。

○国岡委員 ありがとうございます。その逆側と言いますか、もちろん、リスクが高い物質はこういう形できちんと評価されると思いますが、リスク評価の優先度が低い物質に対して、現行のリスク管理水準は妥当であるということで、事業者に任せているという印象があります。秘密情報は公開する必要はないのですが、事業者がやっているリスク管理の妥当性の確認や、事業者の実施状況の妥当性が明確になるように、事業者がリスク管理状況を公開しなければいけないといったような、リスク管理をどういうふうにやっているのかというのは、第三者がどのようにしたら知ることができるのですか。以上です。

○有菌部会長 事務局、お願いします。

○事務局 まず、事業者の機密情報を公表することは、当然ながら難しい、求めることはできません。今回、ポジティブリスト制度を導入された中で、ポジティブリストに適合しているという情報を販売先に伝達していただいて、最終的には、食品を入れる食品事業者まで情報が行く、ポジティブリスト適合について情報を伝達していただく、このことについて法律で決められております。

一方で、それ以外の情報は、適正な製造管理の基準ということで、昨年11月に御議論いただいたところです。そちらの中で使い方に関する情報については、管理をして販売先に伝えてくださいということで、今後、手引きを作って、どのような情報を整理、管理していくのかということをお示ししていきたいと思っております。

また、今回の適正製造管理の基準の中で、製造工程を設計してから、実際に製造されて

いる製造工程については記録を取ることにしても、義務で置いておりますので、そういったものを事業者の方々がどのように販売相手方に伝えていくのかを確認していくものと思っております。以上です。

○有菌部会長 国岡委員、よろしいですか。

○国岡委員 はい。了解しました。説明をどうもありがとうございました。以上です。

○有菌部会長 それでは、大野委員、お願いします。

○大野委員 名古屋市衛生研究所の大野です。このリスクアセスメントポリシーに関して、最終的にこれを公表されるのか、それとも、内部の資料として現在決めておられるのか、というところが少し分からない部分です。もし、公開されるということであれば、少し文章的にも分かりにくいかと思えます。先ほど国岡委員からも御指摘があったように、どこにリスク評価を依頼するのか、この文章では全く読み取れなかったです。あとは、ワーストケースになってしまいますので、それを補正すると、より現実的なばく露量を推定したという意向だと思いますが、うがった見方をすれば、安全側に立っておらず、後退するようなイメージにも捉えられかねませんので、最終的に公開されるのであれば、文書をもう少し精査されたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○有菌部会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

○事務局 こちらについては、本日、御議論いただいて、それを踏まえて公表していきたいと思っております。今、頂いた御指摘については、改めてこちらのほうで検討いたします。よろしく願いいたします。

○大野委員 よろしく願いいたします。

○有菌部会長 よろしく願いいたします。ほかに御意見等、委員の先生方からありますか。いかがですか。会議室のほうはいらっしゃいませんか。

○河上委員 国立衛研の河上です。些細なことですが、階層的アプローチについて、今、分かりやすいようにという話がありました。別紙1-3の別添1の表を出していただくと、階層的アプローチを私は理解していたつもりでいたので、パッと見て、一瞬混乱しました。ばく露量でリスク評価の必要性が高いか低いかを付けていますが、この表ではその間に毒性情報の種類が入ってしまっていたので、ばく露量を出して、毒性情報を付けた後で、簡単なスクリーニングのようなリスク評価をした後、より詳細なリスク評価をする必要性が右に書いてあるのかなと、私は勘違いしました。なので、ばく露量でリスク評価の必要性を検討し、その時にリスク評価に必要な毒性情報がここに記載されているということを知りやすく示していただいたほうがいいかなと思いました。ですから、この表などを修正していただいたり、フローチャートのように書いていただくというような工夫をしていただければと思いました。

○有菌部会長 ありがとうございます。別紙1-3の別添1の表を分かりやすいように検討していただければと思います。ほかに御意見はありますか。委員の先生方、いかがですか。浦郷先生、何か御意見はありませんか。

○浦郷委員 全国消団連の浦郷です。今のリスクアセスメントポリシーに限ったところではなくて全体的なところですがよろしいですか。このポジティブリストは、令和2年から制度化されたということで、消費者としては、ネガティブよりポジティブのほうがより安全で安心できるということから歓迎しています。現在、経過措置期間ということで、この間も合成樹脂の原材料の範囲をはじめ、再整理したということで、取り扱う事業者にとっては分かりやすくなったのかなと思っています。

消費者にとっては、その食品の容器がどのような材質で、どんな添加剤が使われてできているのかというのは、詳細にはすぐには分かりません。ただ、ネガティブリストの時代にも、きちんとリスク管理されていて、大きな健康被害もなかったということで、消費者は信頼して利用しているところです。ですので、今後、事業者の皆さんにはポジティブリストに沿って、食品の安全や消費者の信頼を損なうことがないようにしていただければと思っています。これはお願いになります。以上です。ありがとうございました。

○有菌部会長 ありがとうございました。ほかに委員の先生方、御意見はありませんか。阿部委員、魏委員、宮島委員、山崎委員、山田委員、いかがですか。別段、御意見等ありませんか。

○阿部委員 国立衛研の阿部です。大丈夫です。

○事務局 国岡委員から、再生プラスチックについて御質問があるとのこと。

○有菌部会長 国岡委員、お願いします。

○国岡委員 再生プラスチックのガイドラインの整理について、現状分かっている範囲というか、答えられる範囲で構わないのですが、どのようなポイントで整理をしようとしているのか。今までの既存のガイドライン等に何が加わるような整理をするポイントになっているのですか。また、スケジュール感はどのようになっているのかということについて、もし、分かる範囲で教えていただければと思います。以上です。

○有菌部会長 追加ですが、よろしくお願いします。

○事務局 再生プラスチックについては、ポジティブリストの課題の所で示しております。今回、ポジティブリストそのものの方針については御説明したとおりです。一方で、これまでの再生プラスチックに関し、関係の業界団体の方々も、自主的な取組をされていることもありますので、そういった自主的な取組についての確認も含め、昨年度、事業者の方々と共に再生プラスチックについて、今後の管理の検討を進めさせていただいているところです。

事業者の方々、業界団体の方々と検討した上で、国で示すガイドラインと事業者団体が示すガイドラインを組み合わせ、現状に合った運用しやすいものを考えております。整理できれば、部会で御議論いただきたいと思っていますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

○有菌部会長 国岡委員、よろしいですか。

○国岡委員 了解しました。どうも御説明ありがとうございました。

○有菌部会長 それでは、ただいまのアセスメントポリシーの所の見やすさとか、浦郷委員からは、今後の説明も十分にお願ひしたいということでした。幾つか御意見、御指摘、別紙1-3への対応のお願ひ等ありましたが、今後の対応について御了承いただいたと思います。それでは、事務局には知見の収集等を進めていただきたく、どうかよろしくお願ひいたします。先生方におかれましても、引き続き御相談をさせていただきながら進めていくことと思います。御協力をどうかよろしくお願ひいたします。

続きまして、その他とありますが、報告事項など、事務局から何かありますか。

○事務局 今回、ポジティブリストについて御議論いただきました。ポジティブリスト制度は、事業者の方々に聞いても非常に難しいというところを聞いております。さらに、サプライチェーンが長く、上流から下流をうまく結び付けていかないと、円滑な運用は難しい制度になっております。この辺りについては、先生方も感じられているところだと思います。器具容器包装を製造されている方、それらを利用して食品の容器包装で使用される方、そういった方々に向けて、リスクコミュニケーションをしっかりとやっていかなければいけないと思っております。また、その中で、リスクアセスメントポリシーに関し、今後、事業者に協力していただき、厚生労働省でばく露に関する知見を収集することや知見収集後に食品安全委員会に評価依頼し、食品安全委員会の評価結果を踏まえた対応への考え方についても、理解していただけるよう説明していく予定です。

これまで我々のほうでリスクコミュニケーションで使った資料を本日、参考資料2という形で付けております。こういったものを用いて、今後もリスクコミュニケーションについては、しっかりとやっていこうと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○有菌部会長 最後に次回以降の予定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回の器具・容器包装部会については、事務局より改めて御案内させていただきます。以上です。

○有菌部会長 ありがとうございます。それでは、本日の器具・容器包装部会はこれで終了いたします。皆様、御協力ありがとうございました。お疲れ様でした。